

年金委員活動 | 域型年金委員、職域型年金委員の活動状況報告

2024年度「全国年金委員研修」が開催される

11月11日・12日に、日本年金機構が主催する2024年度「全国年金委員研修」が東京都新宿区の障害年金センターで開催され、全国の職域型年金委員36名、地域型年金委員40名、計76名の年金委員が参加しました。同時にTV会議システムによる開催も行われ、全国約3,500名の年金委員が視聴しました。

【11月11日】

◆開催のごあいさつ

開催に先立ち、厚生労働省年金局の異 慎一年金管理審議官より開催のごあいさつがありました。



◆厚生労働省年金局による事業説明～年金制度改革等について～

厚生労働省年金局年金課の最上 亮年金制度企画専門官より、2024年財政検証結果を踏まえた年金制度改革等について下記の説明がありました。



1. 年金制度改革について

- 2024年財政検証結果を踏まえた今後の年金制度改革の議論について
- 全世代型社会保障構築会議 報告書（2022年12月16日）（抜粋）
- 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大の概要
- 被用者保険が適用される個人事業所の非適用業種
- 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の在り方
- いわゆる「年収の壁」の概要とポイント
- 「年収の壁」への当面の対応策（「年収の壁・支援強化パッケージ」）概要
- 第3号被保険者制度の在り方について
- 在職高齢年金制度の概要
- 20代から50代に死別した子のない配偶者への遺族厚生年金の見直し
- 加給年金制度の概要
- 国民年金第1号被保険者の育児期間における保険料免除措置について
- 年金部会における議論の進め方（案）

2. 年金広報、年金教育の取組について

- 年金広報、年金教育の取組
- 中高生向け年金教育の推進（新たな教育教材の公開）
- 被用者保険適用拡大の広報（好事例を踏まえた新たな広報コンテンツ）
- 現行の公的年金シミュレーターの概要

◆日本年金機構の事業に関する説明

日本年金機構の下記事業について、各担当部署より説明がありました。

(1) 被用者保険の適用拡大

日本年金機構（以下同） 厚生年金保険部 厚生年金保険適用・調査グループ 安田 知史グループ長

1. 制度編

- 年金制度の仕組み
- 公的年金とライフコース
- 短時間労働者への被用者保険の適用（2020年年金法改正以前の状況）
- 短時間労働者への被用者保険の適用拡大（2020年年金法改正）
- 被用者保険の適用拡大の意義
 - ・被用者にふさわしい保障の実現
 - ・被用者保険の適用拡大のメリット
 - ・働き方や雇用の選択を歪めない制度の構築
 - ・短時間被保険者数の推移
 - ・短時間被保険者の性別・年齢階級別分布
 - ・適用拡大の労働者への影響について
 - ・社会保障の機能強化
 - ・勤労者皆保険（被用者保険の適用拡大）



2. 実践編

- 企業規模要件
- 労働時間要件について
- 賃金要件について
- 学生要件について
- 勤務時間要件は撤廃 ⇒ 一般労働者と同様の基準が適用
- 専門家活用支援事業の活用
- 社会保険適用拡大に関する広報コンテンツ
- 公的年金シミュレーター

(2) オンラインサービスの推進

総合戦略室 オンラインビジネス統括グループ 三浦 誌グループ長

1. 事業所向けオンラインサービス

- 電子申請
- 情報・通知書の電子送付（オンライン事業所年金情報サービス）
- 利用方法

2. 個人向けオンラインサービス

- 記録の確認（ねんきんネット）
- 簡易な電子申請
- 通知書の電子送付
- 利用方法



(3) 国民年金に係る制度周知

国民年金部 国民年金管理グループ 地藤 学グループ長

- 2023年度公的年金制度全体の状況
 - 公的年金加入者の状況
- 国民年金の加入について
 - 技能実習期間中に加入する公的年金
- 国民年金保険料の納付方法
 - 保険料の納付方法について
- 免除制度
 - 免除制度（全額免除）
 - 納付猶予制度
 - 学生納付特例制度
- その他
 - 産前産後の保険料免除制度
 - 保険料追納制度
 - スマホによる国民年金手続きの電子申請



(4) 在職老齢年金

年金給付部 給付企画第1グループ 帳山 昌一グループ長

- 在職老齢年金の仕組み
 - 在職老齢年金の計算方法
 - 支給停止期間と支給停止額
- 在職老齢年金を受けている方の年金額改定
 - 在職定時改定
 - 退職改定
- 適用拡大に伴う老齢厚生年金に係る経過措置（2024年10月施行）
 - 経過措置の内容
 - 経過措置対象者の届出



(5) 扶養親族等申告書の電子申請

特定事業部 特定事業管理グループ 川合 隆介グループ長

- 扶養親族等申告書とは
- 2025年分扶養親族等申告書の送付
- 扶養親族等申告書の電子申請のメリット
- 扶養親族等申告書の電信申請方法
- 扶養親族等申告書の電子申請の条件
- 扶養親族等申告書の電子申請の事前準備
- 電子申請の操作方法



◆日本年金機構理事長あいさつ

研修会の閉会に際して、日本年金機構の大竹和彦理事長からあいさつがあり、年金委員の方々に対して、日頃の年金制度の周知活動等の労をねぎらう言葉がありました。また、被保険者や受給者の方々の信頼を得ることが日本年金機構最大の使命であり、そのために日本年金機構・年金委員が一丸となって取り組むことへのご協力をお願いして11日は閉会しました。



【11月12日】

11月12日は、2024年財政検証等に関する講演と年金委員活動に関する説明が行われました。

◆講演：「公的年金の財政検証と今後の変化の方向について」

大妻女子大学 短期大学部 家政科生活総合ビジネス専攻 玉木 伸介教授

玉木教授より、今回の財政検証により、公的年金制度は女性や高齢者の労働参加の拡大により「若返った」ことが明らかになったとの講話がありました。また、玉木教授は、財政検証では現在の現役世代が将来受給する年金額の分布推計が行われ、公的年金シミュレーターと併用することで、国民への説明のレベルアップが期待できる、としました。

今回の財政検証の最大のポイント (1)

- ・ 前回(2019年)の財政検証よりも、年金財政の安定感が増し、将来の給付に明るさが見えてきた。公的年金の財政検証 給付目減りも現役世代の平均収入の50%以上は維持 世代・性別ごとの平均額の見直しも | NHK | 年金
- ・ 少子高齢化が進行しても保険料率を一定以上引き上げないという大きな枠組みがある。
 - ―― 2004年財政検証時、2017年まで毎年一定幅で引き上げた後は横ばいと決めた(厚生年金保険料率13.58%⇒18.30%<現状>)。
 - ―― **少子高齢化が継続しているから、給付をカットする必要がある。**給付は物価スライド(インフレ分だけ引上げ)のところ、少子化(現役世代の減少)と高齢化(寿命の伸び)の進行度合いに応じて、**物価にフルスライドはさせない(=インフレ分だけ引上げない)「マクロ経済スライド」によって、給付を徐々にカット。**
 - ⇒ 現在の現役世代の将来の給付が減るが、既に受給している高齢者も負担するので、世代間の公平を確保(すでに受給している高齢者が負担しないで「逃げ切る」**支給開始年齢引き上げよりも優れた方法**)。

今回の財政検証の最大のポイント (2)

- ・ どこまで減らすかと言えば、**100年間の年金財政のバランス維持が可能なほどに給付が減るまで。**
- ・ 「減る」とは、給付(片働き夫婦のモデル年金、65歳受給開始)の、現役の平均的な可処分所得に対する比率(=所得代替率<現在は61.2%>)の低下を言う。
- ・ 所得代替率が、前回の財政検証では51.9~50.8%まで下がることとされたものが、57.6%で下げ止まることとされるなど、所得代替率が下がりはするが、**前回よりは高いところで下げ止まり**、という結果になった。

◆年金委員活動に関する説明

日本年金機構 事業推進統括部 管理・市区町村調整グループ 黒川 正崇グループ長

◆日本年金機構理事あいさつ

日本年金機構 草刈 俊彦事業推進部門担当理事